

上士幌町強靱化計画

(令和5年9月修正)

令和2年(2020年)12月29日

(令和5年(2023年)9月25日修正)

上 士 幌 町

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	地域防災計画と強靱化計画	2
4	基本的な進め方	3
第2章	上士幌町強靱化の基本的考え方	4
1	国土強靱化の中で上士幌町が担うべき役割	4
2	上士幌町強靱化の必要性	5
3	上士幌町強靱化の目標	5
4	本計画の対象とするリスク	6
第3章	脆弱性評価	8
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	10
第4章	上士幌町強靱化のための施策プログラム	24
1	施策プログラム策定の考え方	24
2	施策推進の指標となる目標値の設定	24
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	24
	【上士幌町強靱化のための施策プログラム一覧】	25
第5章	計画の推進管理	38
1	計画の推進期間等	38
2	計画の推進方法	38

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、上士幌町においても、十勝沖における大規模な地震の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、上士幌町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を図ってきたところである。

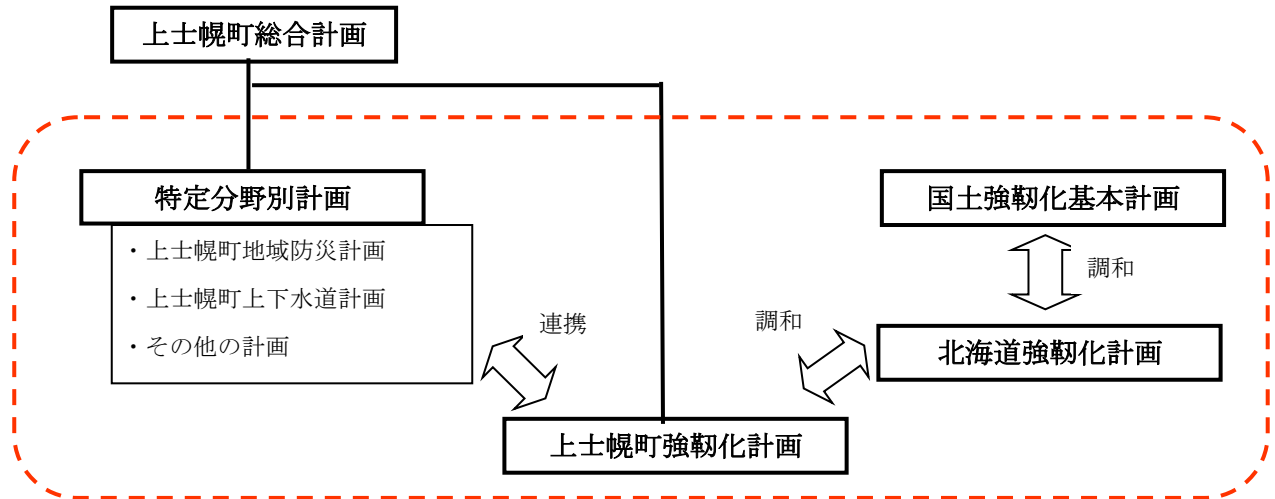
上士幌町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、上士幌町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、上士幌町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「上士幌町強靱化計画」を策定する。

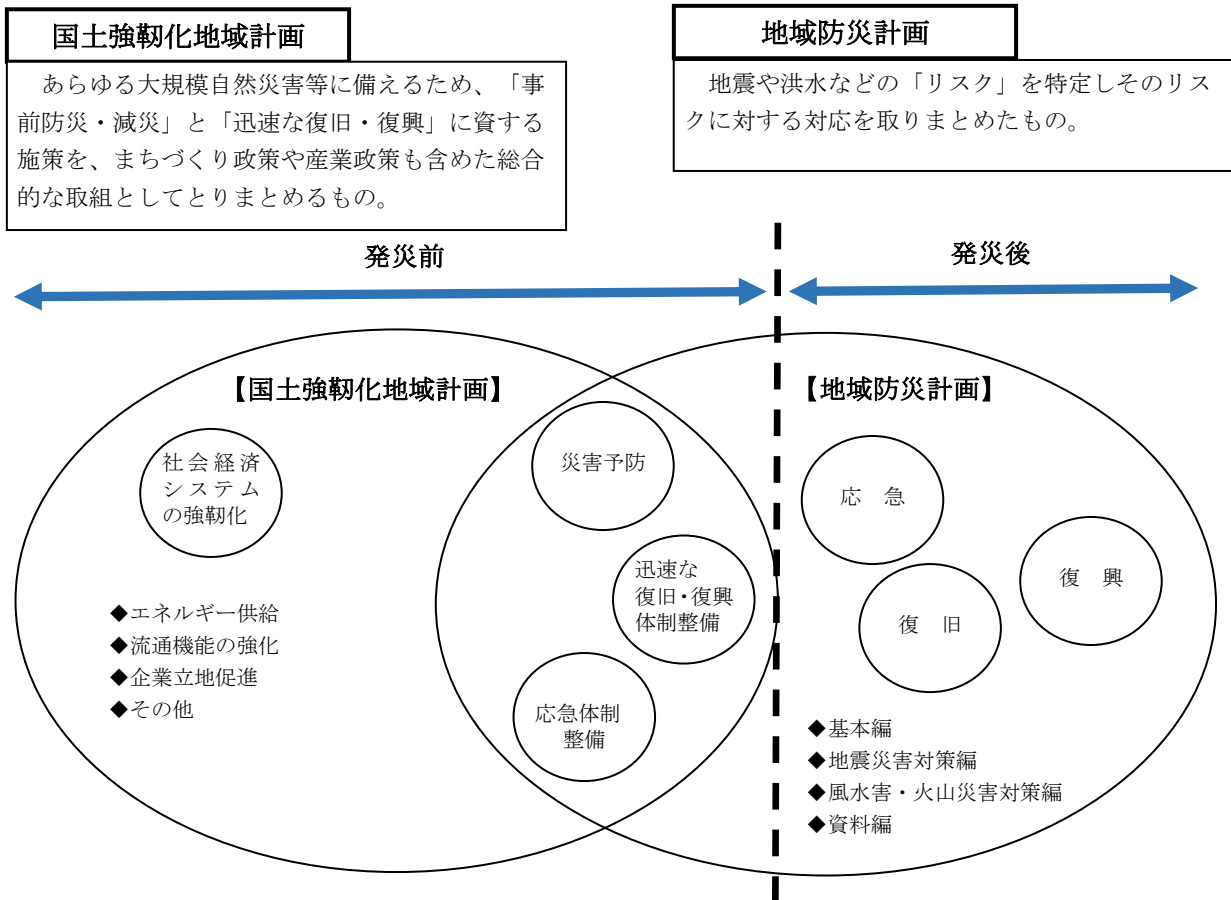
■ 第1章 はじめに ■

2 計画の位置付け

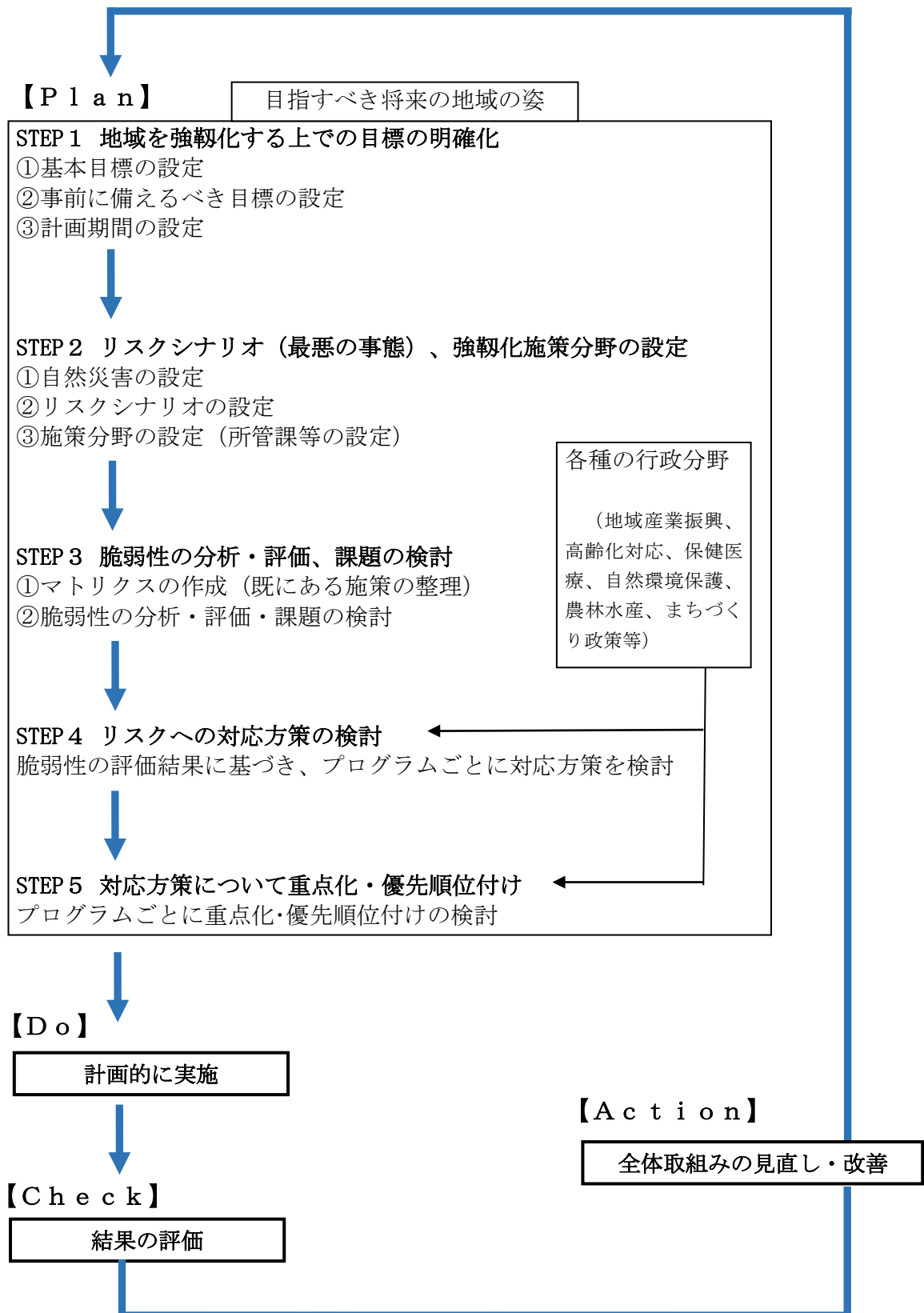
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、上士幌町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



3 地域防災計画と強靱化計画



4 基本的な進め方



第2章 上士幌町強靱化の基本的考え方

1 国土強靱化の中で上士幌町が担うべき役割

上士幌町は、日本有数の食料生産地域である北海道十勝地方で長年にわたり農業生産を行い、食料の安定供給に寄与することで国民生活の根幹を支え、日本の近代化や高度成長に大きく貢献してきた。

国土強靱化という新たな政策課題に対しても、これまでの開拓の歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、新たな役割を担っていくことが求められる。

(1) リスク分散の受け皿

首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な経済的な損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続するための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不可欠である。

上士幌町は、首都圏等から遠距離にあり、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投資・運営コスト、良好な景観や住環境といった点から、立地企業からの評価が高く、今後、企業等におけるBCP※の重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿としての役割が期待される。

(2) 食料・エネルギーの安定供給

上士幌町が、我が国における食料の安定供給に果たす役割は大きく、今後、世界的に食料需給のひっ迫が懸念される中、平時はもとより道内外の大災害時において、上士幌町が担うべき役割は更に大きくなると考えられる。

また、国内において、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造への転換が求められている中、再生可能エネルギーをはじめ多様な国産エネルギー資源を有することから、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に資することが期待される。

※ BCP (Business Continuity Planning) : 事業継続計画

災害など有事の際に、企業が被る被害を最小化し、活動を継続していくための対策を指す。平常時にリスク分析と事業分散をしておき、緊急事態発生時の指針となる復旧計画をあらかじめマニュアル化しておくことで、即座に発動できるよう各企業が取り組んでいる。

2 上士幌町強靱化の必要性

上士幌町は、町民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネルギーの供給拠点として、さらにリスク分散の受け皿として、国全体の強靱化に資する大きなポテンシャルを有している。

一方、町内に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進行などの地域課題が生じているほか、地域住民の安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備・更新が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

このような状況の中、上士幌町においても、地震や豪雨・豪雪など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、上士幌町が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。

こうしたリスクに正面から向き合い、上士幌町の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な上士幌町をつくることは、将来にわたる町民の安全・安心や町内の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組である。

3 上士幌町強靱化の目標

上士幌町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町内の重要な社会経済機能を維持することに加え、上士幌町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、上士幌町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、上士幌町の持続的成長につながるものでなければならない。

上士幌町強靱化は、こうした見地から、国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを上士幌町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

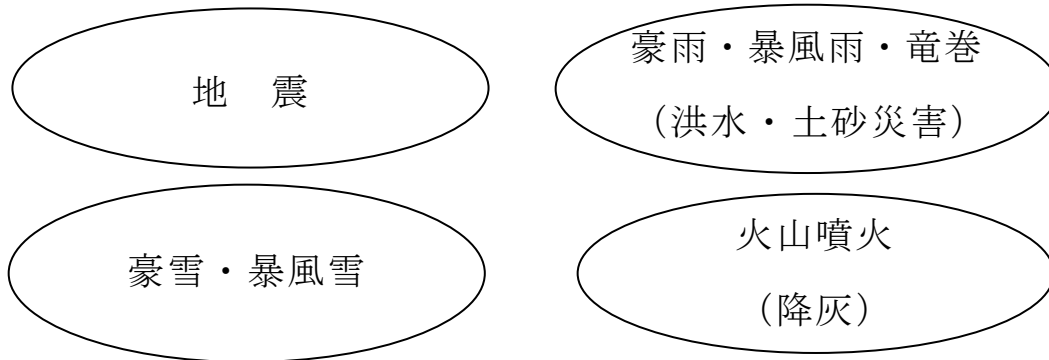
【上士幌町強靱化の目標】

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と上士幌町社会経済システムを守る。
- (2) 上士幌町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する。
- (3) 上士幌町の持続的成長を促進する。

■ 第2章 上士幌町強靱化の基本的考え方 ■

4 本計画の対象とするリスク

上士幌町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模な自然災害を対象とする。



本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

(1) 町内における主な自然災害リスク

ア 地震

- ・十勝沖における30年以内にM8.0～8.6程度以上の地震発生確率は、10%程度（2021年1月地震調査研究推進本部－長期評価）
- ・根室沖から択捉島沖における30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は、80%程度（2021年1月地震調査研究推進本部－長期評価）
- 内陸型地震（2021年1月地震調査研究推進本部－主要活断層帯長期評価）
 - ・道内の主要活断層は13箇所
 - ・十勝平野断層帯の発生確率
 - 主部断層帯 …M8.0程度 30年以内に0.1%～0.2%
 - 光地園断層帯 …M7.2程度 30年以内に0.1%～0.4%
- 過去の上士幌町の被害状況
 - ・十勝沖地震（2003年）……M8.0、最大震度6弱
 - ・上士幌町震度5弱……重傷者1名、林道陥没1件、公共施設破損5件

イ 火山噴火

- 道内の常時観測火山9火山
 - ・アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山
- 上士幌町の火山状況
 - 東大雪山系の丸山は、1989年1月から7月にかけて北西側で地震が群発し、最大地震はM4.5（白金温泉、糠平などで震度3）を記録
 - その他、十勝岳の噴火による降灰があり、農業被害が発生している。

ウ 豪雨／暴風雨／竜巻

- 道内においては、過去30年の台風接近数は、年平均2個（全国平均約6個）

■ 第2章 上士幌町強靱化の基本的考え方 ■

と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨（線上降水帯）による災害が頻繁に発生している。

- ・上士幌町においては、台風・大雨により、住宅・農作物・営農施設・土木・林道・水道施設・商工関係に被害を及ぼしている。
- ・2003年、台風10号の影響による居辺川の洪水により居辺橋が崩壊し、そこを通りかかったワゴン車とトラックが転落して5名が死亡した。
- ・2016年8月、一週間に台風7号、11号、9号の3個の台風が続々と道東地方を通過した影響により、各所における河川の決壊、萩ヶ岡橋の倒壊等が発生、町内の一部においては公共施設や一般住宅で床下浸水の被害が発生、また、音更川付近の住宅一部に避難の実施が行われた。

ぬかびら源泉郷地区へ通じる国道241号線が黒石平付近の道路冠水により一時寸断され、孤立状態となった。

- 道内においては、1991年から2013年の間に、47の竜巻等突風が発生
 - ・2006年、佐呂間町で発生した竜巻では、9人の死者が発生
 - ・上士幌町においては、過去竜巻等の被害なし

エ 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋等の倒壊が頻繁に発生
 - ・2013年、道東を中心とした暴風雪により、9人の死者が発生
 - ・上士幌町においては、大雪により農業用施設に被害を及ぼしている。

(2) 町外における主な自然災害リスク

ア 首都直下地震

- 発生確率・・・M7クラス、30年以内に70%
- 被害想定・・・死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

イ 南海トラフ地震

- 発生確率・・・M8～9クラス、30年以内に70～80%程度
- 被害想定・・・死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、被災範囲40都府県（関東、北陸以西）

ウ 関東地方のその他のリスク

- 火山噴火
 - ・常時観測火山11火山（うち伊豆諸島に6火山）
 - ・富士山（常時観測火山）首都圏を含む広い範囲で降灰被害の見積り
- 豪雨／暴風雨／竜巻
 - ・1890年からの統計開始依頼、月最大24時間降水量の上位10個のうち6個が1990年以降に発生（観測点：東京）
 - ・1991年から2017年の間に、70の竜巻等の突風が発生

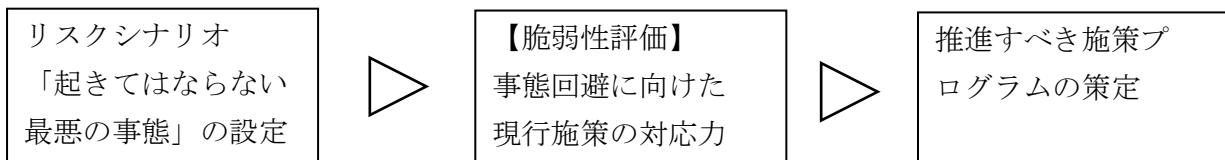
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

上士幌町としても、本計画に掲げる上士幌町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

■ 第3章 脆弱性評価 ■

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など上士幌町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして7つのカテゴリと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ		リスクシナリオ
1	人命保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生
		1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

7つのカテゴリー（リスクシナリオ18）ごとに取りまとめた評価結果は、次のとおり

(1) 人命保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築部に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は完了している。
- 耐震化未整備の役場庁舎については、令和3年度に耐震化の基本方針を決定する予定であり、現在、役場庁舎併設の消防署については、令和2年度に新消防庁舎の着工を行い令和3年度から運用を予定している。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「上士幌町公共施設等総合管理計画」及び「上士幌町個別施設計画」並びに「上士幌町学校施設等長寿命化計画」に沿った維持管理・更新等を適切に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅の計画的な建替えや改善等による長寿命化を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 現在、設定している避難場所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保や住民周知を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、1施設を協定協力により指定している。
- 避難所運用について指定避難所開設後、必要に応じ福祉避難所（スペース）として公共施設（スペース）などを指定し、指定避難所からの移送及び住民周知を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 十勝管内は、大都市圏に比べ強震動予測や軟弱地盤の分布などの地盤データが少なく、偏在しており、効果的な地盤情報の収集やデータベース化に関する研究開発等が求められる。
- 地震発生時の火災に対応するため、耐震性の防火水槽の整備を行い、消防水利の充足率上昇、整備促進を強化する必要がある。

■ 第3章 脆弱性評価 ■

【指標（現状値）】

- ・耐震改修促進計画 策定済（平成20年3月）
- ・公立小中学校の耐震化率 100%
- ・社会福祉施設の耐震化率 100%
- ・体育施設の耐震化率 100%
- ・役場庁舎等の耐震化 役場庁舎等 : 令和5年度基本設計策定中 令和7年度改修工事予定
消防庁舎 : 令和2年度新消防庁舎建設中 令和3年度100%
- ・指定緊急避難場所の指定状況 15箇所
- ・指定避難所の指定状況 11箇所
- ・福祉避難所の指定状況 1箇所（協定締結による。）
- ・消防水利の充足率 71.2%
- ・耐震性防火水槽 令和2年度中に1基整備
- ・土土幌町公営住宅等長寿命化計画 策定済（令和4年4月見直し）

1-2 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生

【評価結果】

（避難警戒体制の整備等）

- 活火山である円山を町内にかかえているが、常時観測体制が図られておらず噴火警戒レベルの運用やハザードマップについても未整備であるため、関係機関との連携を図り警戒避難体制の整備を行う必要がある。
- 令和元年度に土砂災害警戒区域の基礎調査を終了し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定について、住民説明（書面）等により周知した後、区域指定を実施した。今後、危険箇所（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）の対策に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら更なる安全対策を検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定
土砂災害警戒区域のみ 7箇所（土石流危険溪流×7箇所）
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 7箇所（土石流危険溪流×3箇所、急傾斜地崩落危険箇所×4箇所）
- ※参考：地すべり危険箇所×0箇所

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水ハザードマップの作成)

- 令和3年7月15日の水防法の一部改正に伴い、これまで対象外であった中小河川の洪水浸水想定区域が指定の対象となり、北海道は令和4年6月3日に市町村の洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水氾濫危険区域図を全道131の河川において公表を行った。上士幌町においては9河川が指定され、これを基礎として各河川の洪水ハザードマップを作成していく必要がある。
- 内水による上士幌市街地への浸水リスクを検証し、必要に応じて内水ハザードマップの作成を検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、市町村では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、令和5年4月北海道開発局が推進する十勝川水系河川整備計画変更案において糠平ダムの嵩上げによる新たな洪水調整機能の確保が示され今後、早期の実現の要望等を行う必要がある。

(ダムの防災対策)

- 大雨発生時における糠平ダムの放流に際しては、連絡体制を維持するとともに道路の冠水等について注意を喚起する必要がある。ダム施設を管理する電源開発株式会社へ適切な維持管理を継続的に要望する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 河川管理施設については、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ i R I Cによる北海道作成の中小河川洪水浸水想定区域図データを活用し町ホームページにおいて掲載
- ・ 国、道に対する糠平ダム嵩あげ事業の早期実現の要望を提出
- ・ 帯広開発建設部が主催する流域治水協議会への参加
- ・ 電源開発株式会社よりダム放流前等の情報提供受け

※ i R I C (International River Interface Cooperative)

河川の流れ・河床変動解析ソフトウェア

(氾濫や流出、津波、土石流などの数値シミュレーションに対応)

■ 第3章 脆弱性評価 ■

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・北海道開発局がインターネットで提供する道路情報の取得（町ホームページリンク）
- ・十勝総合振興局帯広建設管理部からの通行止め情報FAX受け
- ・除雪体制
町内21ブロックに分割し各除雪車を配置（市街地10、歩道3、郡部8）

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた移動・帰宅困難者対策)

- 積雪・低温など本町の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、災害時の公共交通機関の運行停止や大雪による自家用車等の通行困難状況において、多数の移動・帰宅困難者が発生した場合、一時待避所の確保とその周知・啓発など、特に冬季における移動・帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など本町の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・暖房器具等の災害備蓄状況（令和5年3月現在）
ポータブルストーブ 13台、毛布 540枚、寝袋冬用70個、寝袋夏用40個
発電機50kVA 指定避難所へ常設設置2台（スポーツセンター・糠平温泉文化ホール）
発電機50kVA 1台、発電機45kVA 1台（2台を搬送運用）

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて効果的な運用を図る必要がある。
- 北海道防災情報システムの運用により、道及び各市町村と情報共有を図り、本町へ伝達されているが、より迅速で確実な情報伝達を行うために職員のシステム運用の習熟を図る必要がある。

(自主防災組織の活動の推進)

- 本町の自主防災組織の組織率は全道平均に比べると低い水準にあることから、道が実施する個人への知識啓発の付与「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力向上の普及を働きかけ、自主防災組織の組成促進等を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 令和3年度より町民に対し一斉かつ迅速に情報を伝達するため一斉情報配信システムとして携帯電話通信網を利用したアプリ@IndoCanal（アットインフォカナル）を導入し利用促進を図っているが、町民個人のスマートフォンへのアプリ登録が必要なため更なる利用促進が必要である。
- 令和3年5月の避難情報の変更「高齢者等避難（レベル3）」、「避難指示（レベル4）」、「緊急安全確保（レベル5）」の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認について、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 災害発生時において、観光客（外国人観光客を含む。）の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が、迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画を策定する必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けては、関係機関と連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、教育委員会及び各学校関係者と連携した取組みを行い、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上を図る必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、財政状況等も勘案しながら、衛星携帯電話の整備を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織率 19.1% 令和5年3月（497世帯／2,599世帯）
- ・ 防災訓練の実施件数 年1回程度／毎年（令和4年度は、町主催2回実施）
- ・ 防災啓発等 随時／毎年（令和4年度は、町主催防災セミナー2回、出前講座4回実施）
- ・ 町民向け一斉情報配信システム 令和3年度から運用開始 令和5年7月末 1,860件登録
- ・ 避難行動要支援者名簿 登録者 148人（令和5年3月）
- ・ 個別避難計画 整備中
- ・ 災害時における「道の駅かみしほろ」の防災拠点化に関する協定書（令和2年3月31日締結）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、必要な備蓄を行うとともに、広域での応援体制に対応する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日以上（推奨1週間分）の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業、団体、行政機関） 23件 令和5年8月現在
- ・ 非常用食糧備蓄状況 非常食（アルファ米、クラッカー等） 1,240食 令和5年3月現在

■ 第3章 脆弱性評価 ■

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(本道の自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の道内外における大規模自然災害時に備え、本道の自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、本道の自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- とちか広域消防事務組合の消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は、計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため消防車両更新、救急用資機材、災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。
- 高齢者の増加により救急搬送のニーズが高まっていることから、救急搬送体制の整備や救急救命処置が可能な救命士の養成、資質の向上を図る必要がある。

(地域防災力の中核となる消防団の充実強化)

- 消防団員の確保
地域防災力の中核として、あらゆる災害に対応できる基本団員の確保に計画的に取り組み、大規模災害時に活動する機能別団員などの入団を積極的に図っていくとともに、女性消防団員の加入及び活躍の促進を図る必要がある。
- 消防団の装備及び教育の充実
災害の多様化、複雑化及び大規模化に対応するため、救助資機材等の技能講習などの実施や、「消防団の装備の基準」に基づく装備の充実強化の必要がある。
- 消防団と自主防災組織等の連携
消防団と自主防災組織等の連携を強化するとともに、消防団員が自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うよう措置し、自主防災組織等への支援等の必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防救急デジタル無線化の整備状況 平成28年度に整備済 令和4年度一部更新済、令和7年度更新予定。令和8年度以降は令和11年、令和17年に部分更新か全面更新とするかの検討とする。
- ・ 消防団活動安全マニュアルの策定 改正予定
- ・ 町防災訓練と連携した消防団訓練の実施 (令和2年度、令和4年度、令和5年度)
- ・ ぬかびら源泉郷地区防災訓練と連携した消防団訓練の実施 (令和2年度、令和4年度)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(各医療支援チームによる医療支援体制の構築)

- 災害発生時に、町内の医療ニーズを集約し、救援のため派遣される各医療支援チームの派遣配分を調整する仕組みを構築する必要がある。また、DMAT※や医療支援チームの派遣調整のあり方などについて検討を行うとともに町内医療機関との連携の必要がある。

(災害時拠点病院の機能強化)

- 災害時の診療所の機能を確保するため、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備など、所要の対策を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町内の医療施設 2施設
- ・災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結 1施設

※ DMAT (Disaster Medical Assistance Team) ディーマット：災害派遣医療チーム
 専門的な訓練を受けた医師・看護師などからなり、災害発生直後から活動できる機動性を備えた医療チーム

(3) 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 防災訓練などを通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じ、職員の災害対応力の向上を図り、災害対策本部体制の機能強化を行う必要がある。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動（水防活動）をはじめ、大規模災害時における人命救助や住民の避難誘導など重要な役割を担っており、地域の防災力（水防力）の維持・強化のため、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時において、災害応急対応や復旧対応などの防災拠点として役場庁舎で業務を継続するため、庁舎等の耐震化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 業務継続体制については、以下に示す重要な6要素を対象とした継続体制の整備に向けた取組を推進する必要がある。
 - ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ③ 電気、水、食料等の確保
 - ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ⑤ 重要な構成データのバックアップ
 - ⑥ 非常時優先業務の整理

(ICT部門における業務継続体制の整備)

総合行政システム（庁内LAN）

- 災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う総合行政システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設などの取組を計画的に進める必要がある。
- 町の業務遂行の重要な手段として利用されているIT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、早期にIT部門の業務継続計画（ICT-BCP）を策定する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・町業務継続計画の策定 「災害発生時の職員初動マニュアル」に一部の要素は含まれているが、総合的に見直しを図ることを検討中
令和4年2月に業務継続計画新型コロナウイルス感染症対応編を策定
- ・消防団員数 57名 (定数67名) 令和5年4月現在
- ・地域防災訓練実施 町内会等による小規模な防災訓練をはじめ、市街地地区等の地域住民の参加を促す町主催の防災訓練を平成30年度より追加して実施
- ・災害対策本部機能 役場庁舎（平成27年に耐震診断済→令和5年度基本設計策定中。
令和7年度改修工事予定。
- 代替え庁舎の考え 消防庁舎（令和3年度、耐震化100%）

(4) ライフラインの確保

<p>4-1 エネルギー供給の停止</p> <p>【評価結果】</p> <p>(再生可能エネルギー資源の活用)</p> <p>○ 町内畜産農家の取り扱う家畜糞尿によるバイオガスエネルギープラントによる再生可能エネルギー資源の利活用を図り、化石燃料に依存しない地産地消のエネルギー関連施設を推進する必要がある。</p> <p>(避難所等への石油燃料供給の確保)</p> <p>○ 災害時の避難所等への石油燃料の確保を行うため、町内の石油販売業者との応援協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。</p> <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオガス再生可能エネルギー活用に向けた調査研究の継続 ・災害時における石油類燃料の供給に関する協定（平成21年10月）

<p>4-2 食料の安定供給の停滞（道内/道外）</p> <p>【評価結果】</p> <p>(食料生産基盤の整備)</p> <p>○ 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、町としても耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業排水施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。</p> <p>(農業の体質強化)</p> <p>○ 現在、厳しい経営環境の中、担い手不足や労働力の確保などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。</p> <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の生産状況 作付面積8,438ha（令和4年度） （麦類602、大豆239、小豆281、菜豆174、馬鈴薯717、てん菜655、雑穀63、野菜類45、デントコーン2,477、牧草3,185） ・畜産の現況 乳用牛の飼養頭数 21,427頭（令和3年度） 生乳生産量 135,673トン（令和3年度） 肉用牛飼養頭数 15,261頭（令和3年度）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進する必要がある。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道業務継続計画の策定)

- 下水道事業業務継続計画（簡易な下水道BCP）については策定済であるが、国のマニュアルの改訂に伴う見直しを進め、災害に強い体制を進める必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、農村部の合併浄化槽設置助成を継続する必要がある。

【指標（現状値）】

・水道施設耐震化計画	策定済（令和元年5月）
・下水道事業業務継続計画（下水道BCP）	策定済（平成28年3月）
・下水道中期ビジョン	策定済（平成25年度）
・下水道ストックマネジメント計画	策定済（令和元年3月）

■ 第3章 脆弱性評価 ■

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 落石や岩石崩落などの道路の危険箇所の点検結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、長寿命化修繕計画等に基づく修繕や橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。

(空港の機能強化)

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を道内の空港が担うためには、平時より、新千歳空港の国際拠点空港化、とちぎ帯広空港及び釧路空港の機能向上に向けた施設整備などの取組を推進することが必要である。

(鉄道施設の機能維持)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、関係機関と連携を図りながら鉄道施設の耐震化や対災害性の強化に向けた取組みを促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・道路長寿命化修繕計画（町道） | 策定済（令和3年1月） |
| ・橋梁長寿命化修繕計画 | 策定済（令和6年3月次期計画策定予定） |

■ 第3章 脆弱性評価 ■

(5) 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーン※の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
<p>【評価結果】</p> <p>(本社機能や生産拠点等の立地)</p> <p>○ 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、企業立地を促進するための取組を強化する必要がある。</p> <p>(企業における業務継続体制の強化)</p> <p>○ 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図り、計画策定を支援する必要がある。</p>
<p>【指標（現状値）】</p> <p>・事業継続力強化支援計画（上士幌町商工会、上士幌町共同） 策定中</p>

※ サプライチェーン

製品の原材料や部品の調達から製造・配送・販売・消費までの一連の流れを意味し、ある製品が生産され消費者の手元で実際に消費されるまでの一連ということ。

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<p>【評価結果】</p> <p>(森林の整備・保全)</p> <p>○ 大災害等による森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>○ 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。</p> <p>(農地・農業水利施設等の保全管理)</p> <p>○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。</p>
<p>【指標（現状値）】</p> <p>・森林現況</p> <p> 国有林（人工林：約3,201ha、天然林：約41,630ha）</p> <p> 町有林（人工林：約1,307ha、天然林：約1,540ha）</p> <p> 私有林（人工林：約1,805ha、天然林：約734ha）</p> <p>・特定間伐促進計画 策定済（平成25年11月）</p> <p>・鳥獣被害防止計画 策定済（令和2年3月）</p>

(7) 迅速な復旧・復興等

<p>7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ</p> <p>【評価結果】</p> <p>(災害廃棄物処理計画の策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内における災害発生時の災害廃棄物処理計画について定める必要がある。 ○ 町の一般廃棄物処理について、十勝圏複合事務組合の新中間処理施設及び最終処分場への令和9年度中の移行が予定されていることから、広域における処理要領を計画的に構築する必要がある。また、早期の復旧・復興の妨げとなる災害時の大量の廃棄物について迅速・適切に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、処理体制の具体化を図る必要がある。 <p>(地籍調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、引き続き計画的な調査を行う必要がある。 <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の災害廃棄物処理計画 策定済（令和5年3月） ・地籍調査進捗率 71.4%（令和元年度）

<p>7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足</p> <p>【評価結果】</p> <p>(災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町と建設業協会との間において、災害時における災害対策の業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 <p>(技術職員による応援体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対応するため、応援の仕組みの整備や情報伝達に関する体制の強化を図る必要がある。 <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業協会との「災害対策の協力に関する協定書」締結（平成16年2月） ・北海道市町村会等との「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」締結（平成20年6月）

第4章 上士幌町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「上士幌町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

上士幌町まちづくり計画で定める基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、まちづくり計画の基本計画に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

■ 第4章 施策プログラム ■

【上士幌町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を各施策の末尾に[]書きで記載

(1) 人命保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

- 「上士幌町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。[国、道、町、民間]
- 多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化を促進する。
[国、道、町、民間]
- 地震発生時の火災に対応するため、耐震性の防火水槽の整備を行い、消防水利の充足率上昇、整備促進を強化する。[国、道、町、民間]

【建築物等の老朽化対策】

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する各施設の「長寿命化計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国、道、町]
- 老朽化した公営住宅ストックの計画的な建て替えや改善等を実施する。[国、道、町]

【避難場所等の指定・整備・普及啓発】

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。
[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の対応力向上のため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所及び福祉避難コーナについて設定し要配慮者の安心・安全を図る。[道、町、民間]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、町]

標	現状値	目標
住宅の耐震化	80%（令和元年）	
役場庁舎の耐震化	H27耐震診断済（昭和56年築）	令和5年度基本設計策定中。令和7年度改修工事予定

■ 第4章 施策プログラム ■

小中学校の耐震化	100% (耐震化済)	現状維持
公共施設の耐震化	100% (耐震化済)	現状維持
消防水利の基準に基づく充足率	71.2%	中期 令和9年 72% 長期 令和19年 84% 最終 令和22年 92%
耐震性防火水槽	1基整備	【更新】26基整備 耐用年数経過等の既存の防火水槽を廃止し新たに防火水槽等を整備する。 【長寿命化】 既存の防火水槽等の有蓋化や内装修繕、鉄骨等による補強等で、使用年数を延長させる計画を検討する。

《推進事業》

- ・ 上士幌町民間木造住宅耐震診断事業費補助金交付事業
- ・ 社会資本整備総合交付金事業
- ・ 防災・安全交付金事業

1-2 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生

【警戒避難体制の整備】

- 活火山である丸山をかかえる地域であるため、関係機関の連携のもと警戒避難体制の整備を進める。

【土砂災害警戒区域等の指定】

- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道より土砂災害警戒区域等の指定を令和2年12月25日に指定を受け、土砂災害危険箇所から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域へ名称が変更された。また、土砂災害が危惧される場所等を網羅したハザードマップの更新により、住民周知を図る。

指標	現状値	目標
土砂災害警戒区域等の指定	100%	現状維持（実情により見直しを行う）
土砂災害ハザードマップ	令和2年版防災ガイドマップ 「土砂災害危険箇所」	令和5年度防災ガイドマップを更新し「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」を掲載

《推進事業》

- ・ 上士幌町防災ガイドマップ作成事業

■ 第4章 施策プログラム ■

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【洪水ハザードマップの作成】

- 最新状況の浸水想定区域図（外水・内水）に基づきハザードマップの整備について推進する。
[国、道、町]

【河川改修等の治水対策】

- ダム管理施設と連携し、ダム放流に関する情報を住民に周知するとともに河川水位情報等の取得により早期の避難警報判断とする。[国、道、町、民間]
- 河川改修などの治水対策については、十勝川水系流域治水協議会と連携し近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、計画的な整備を推進する。[国、道、町]

指標	現状値	目標
洪水浸水想定区域図ハザードマップ	R2年防災ガイドマップ掲載なし	令和5年度防災ガイドマップを更新し「洪水浸水想定区域図」を掲載

《推進事業》

- ・ 治水維持補修
- ・ 上士幌町防災ガイドマップ作成事業

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【暴風雪時における道路管理体制の強化】

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

【除雪体制の確保】

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
[国、道、町]・
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。また、増強した車両の適切な保管や迅速な冬季の出動を目的に格納庫を整備する。
[国、道、町、民間]

■ 第4章 施策プログラム ■

指標	現状値	目標
堆雪スペースの確保等	100%	現状維持
除雪機械の更新	除雪資器材 (町保有) 11台	令和3年度更新：除雪専用車 令和4年度更新：除雪ドーザ 令和6年度更新：ロータリ除雪車
格納庫の整備	格納庫 8台	令和6年度：格納庫3台分

《推進事業》

- ・社会資本整備総合交付金事業
- ・道路除雪

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【積雪寒冷を想定した避難所等の対策】

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。[道、町]
- 避難所等において商用電源喪失時に特にトイレが使用できない施設の状況を鑑み、避難所等に対する非常用発電機の整備を推進する。[町、民間]

指標	現状値	目標
各避難所の非常用電源の整備	令和3年度2個施設に常設設置 ・糠平温泉文化ホール常設 ・スポーツセンター	・他施設は、町で保有する非常用発電機2台により必要な場所へ運用 ・マイクログリッドによる電力供給
避難所運営備品の整備	予算計画に基づき整備	・備蓄種類・品目・数量を増加させ避難所運営等の実効性を向上 ・要配慮者支援物品について整備を拡充

《推進事業》

- ・指定避難所感染予防対策事業
- ・指定避難所非常用電源整備事業

■ 第4章 施策プログラム ■

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【関係機関の情報共有化】

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。〔国、道、町、民間〕
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新や衛星携帯電話の整備を推進する。〔道、町〕

指標	現状値	目標
全国瞬時警報システム（Jアラート）、Em-Net	100%	現状維持
北海道総合行政情報ネットワーク 震度情報ネットワークシステム	100%	現状維持

【住民等への情報伝達体制の強化】

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民周知を図る。〔国、道、町〕
- 災害時町民向け一斉情報配信システムを活用し、住民等への災害情報の伝達のほか、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を推進する。
〔国、道、町、民間〕

指標	現状値	目標
情報伝達体制	令和3年度から一斉情報 配信システムの導入	町民全てのアプリ登録

《推進事業》

- ・一斉情報配信システム整備事業

【観光客、高齢者等の要配慮者対策】

- 外国人を含む観光客に対する公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーションの整備や災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。〔国、道、町、民間〕
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。〔国、道、町〕

■ 第4章 施策プログラム ■

指標	現状値	目標
災害時における「道の駅かみしほろ」の防災拠点化に関する協定書	締結済 (令和2年)	現状維持
「道の駅防災用備蓄資機材」に関する協定書	締結済 (令和2年)	現状維持
避難行動要支援者名簿の登録者数	148人 (令和4年)	登録者の増
個別避難計画の整備	整備中 (令和4年)	整備

《推進事業》

- ・ 役場庁舎等無線LAN環境整備事業
- ・ 健康増進センターWi-Fi増設事業

【地域防災活動、防災教育の推進】

- 町内会等に自主防災組織の組成を促進するとともに、地域防災に関する実践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。この際、北海道が実施する「地域防災マスター制度」の講習参加の促進及び人材の活用を図る。[道、町、民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働を図る。
[道、町、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、町]

指標	現状値	目標
自主防災組織の育成	(令和4年度) 5団体、組織率19.1%	上士幌町内における防災マスターの普及を図る。
防災訓練・研修等の実施	(令和4年度) 町主催訓練2回 研修会3回 出前講座4回	町主催回数 1回/年基準 町内会実施訓練を随時、支援

■ 第4章 施策プログラム ■

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【物資供給等に係る連携体制の整備】

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。〔道、町、民間〕

【非常用物資の備蓄促進】

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、町の備蓄・調達体制を強化するとともに、十勝総合振興局との連携を図り広域での物資調達等の体制整備に取り組む。〔道、町〕
- 迅速な避難所の開設など資材等の非常搬出が容易なよう庁舎近傍において備蓄資材等を集約的に保管する備蓄庫の整備の取組を推進する。
〔道、町〕
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。〔道、町、民間〕

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【防災訓練等による救助・救急体制の強化】

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊などの各防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。〔国、道、町、民間〕
- 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団に対する理解を向上させる広報活動を推進する。
〔国、道、町〕
- 消防職員、消防団員の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。〔国、道、町〕

【自衛隊体制の維持・拡充】

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待されている自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や町など関係機関が連携した取組を推進する。〔国、道、町〕

【救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備】

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における消防車両、救急用資機材、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。〔国、道、町〕

■ 第4章 施策プログラム ■

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【被災時の医療支援体制の強化】

- 災害時の医療機能を確保するため、体制を整備するとともに、自家発電設備や応急用医療資機材の整備などを推進する。〔国、道、町、民間〕

【災害時における福祉的支援】

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。〔道、町、民間〕

【防疫対策】

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策及び環境衛生を推進する。〔国、道、町〕

(3) 行政機能の確保

3-1 道内外における行政機能の大幅な低下

【災害対策本部機能等の強化】

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な訓練などを通じた実施体制の検証や必要な見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。〔町〕
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、消防団の機能強化を推進する。〔国、道、町〕
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎の耐震化や改修を推進するとともに役場庁舎に被害が生じた場合、代替施設となる消防庁舎の災害対策本部機能の強化を図る。〔国、道、町〕
- 災害時の防災拠点として、役場庁舎及び周辺の公共施設に電力を供給するためのマイクログリッド構築によりレジリエンス強化を図る。〔町〕

【行政の業務継続体制の整備】

- 業務継続計画に基づく災害時における市町村業務の継続体制を確保する。〔道、町〕
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るための取組を推進する。〔道、町〕

■ 第4章 施策プログラム ■

【広域応援・受援体制の整備】

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

指標	現状値	目標
広域応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・北十勝4町による広域防災に係る相互応援に関する協定 ・上士幌町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書 	現状維持

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- 本町における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消や関連施策を総合的に推進する。[国、道、町、民間]
- 一般家庭及び事業所における太陽光発電等再エネ設備導入の普及により、平常時の再エネ電力の有効活用のみならず、災害時における非常用電源として活用を図る。[町、民間]
- 主要な公共施設への太陽光発電設備の導入により、平常時の再エネ電力の有効活用のみならず、災害時における非常用電源として活用を図る。[町]
- 町有地等を活用し、官民協働により2,000kW規模の太陽光発電設備を整備し、発電した電力を地域内に供給する。[町、民間]

4-2 食料の安定供給の停滞

【食料生産基盤の整備】

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業排水施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]
- 厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。[国、道、町]

【農業の体質強化と販路拡大】

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、経営安定対策や担い手の育成確保による農業の体質強化を推進するとともに、地場農産物など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、町、民間]

■ 第4章 施策プログラム ■

【農産物の産地備蓄の推進】

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。〔国、道、町、民間〕

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【水道施設等の防災対策】

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。〔国、道、町等〕
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。〔国、道、町〕

指標	現状値	目標
水道施設耐震化計画	令和元年5月策定済	現状維持（実情により見直しを行う）

《推進事業》

- ・簡易水道等施設整備事業
- ・生活基盤施設耐震化等事業

【下水道施設等の防災対策】

- 災害時に備えた下水道業務継続計画を策定するとともに、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。〔国、道、町〕
- 農村部の合併処理浄化槽設置助成を継続する。〔国、道、町〕

指標	現状値	目標
下水道事業業務継続計画	令和3年3月策定済	現状維持（実情により見直しを行う）
下水道ストックマネジメント計画	令和5年3月策定済	現状維持（実情により見直しを行う）

《推進事業》

- ・社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【交通ネットワークの整備】

- 国道、道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、町道の整備を計画的・効率的に推進する。〔国、道、町〕

■ 第4章 施策プログラム ■

【道路施設の防災対策等】

- 落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。〔国、道、町〕
- 橋梁の耐震化については計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。〔国、道、町〕

指標	現状値	目標
道路長寿命化修繕計画	令和2年度策定済み (1、2級路線のみ)	現状維持
橋梁長寿命化修繕計画	平成26年3月策定済	現状維持(実情により見直しを行う)
凍雪害防止	10路線	令和6年度 7区3号線 7区4号線 令和7年度 分譲地2号線 北仲通連絡1号線 平和2号線 1区北3号線 令和8年度 7区2号線 分譲地5号線 令和9年度 平和4号線 1区北4号線

《推進事業》

- ・社会資本整備総合交付金
- ・道路メンテナンス事業

【空港の機能強化】

- 国、道、他自治体、空港管理会社、民間等と連携し、新たな航空路線の開設や既存路線の拡充・再開、国際航空路線の拡大に向けた取り組みとともに、道内、国内路線の維持確保に向けた取り組みを推進する。〔国、道、町、民間〕

【鉄道施設の強靱化】

- 国、道、他自治体、鉄道事業者、民間等と連携し、災害時における鉄道利用者の安全の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取り組みを推進する。〔国、道、町、民間〕

■ 第4章 施策プログラム ■

(5) 経済活動の機能維持

5-1 中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【企業の業務継続体制の強化】

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関との連携により、業務継続計画の策定を促進する。〔国、道、町、民間〕

【被災企業等への金融支援】

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。〔道、町〕

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【森林の整備・保全】

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。〔国、道、町、民間〕
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。〔国、道、町、民間〕

【農地・農業水利施設等の保全管理】

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業排水施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。〔国、道、町〕

指標	現状値	目標
町有林における人工林の面積	約1,307ha	現状維持（実情により見直しを行う）

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物の処理体制の整備】

- 災害廃棄物処理計画に基づき、平常時の災害予防対策と災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の適正かつ円滑な処理の実施を目指す。〔国、道、町〕

■ 第4章 施策プログラム ■

【地籍調査の実施】

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を計画的に実施する。
[国、道、町]

指標	現状値	目標
災害廃棄物処理計画	令和5年3月策定済	現状維持（実情により見直しを行う）
地籍調査	71.4%	現状維持（実情により見直しを行う）

≪推進事業≫

- ・ 国土調査事業

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足地域

【災害対応に不可欠な建設業との連携】

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。
[道、町、民間]

【行政職員の活用促進】

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。 [国、道、町]

指標	現状値	目標
建設業協会との災害対策の協力に関する協定の締結書	締結済 (平成16年)	現状維持
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	締結済 (平成20年)	現状維持
北十勝4町による広域防災に係る相互応援に関する協定	締結済 (令和4年度)	現状維持
上士幌町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書	締結済 (令和5年度)	現状維持

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

上士幌町強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、上士幌町の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は概ね5年間とする。なお、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。また、本計画は、上士幌町の他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改訂時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

(1) 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策・目標の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、役場内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する役場内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクル（第1章4「基本的な進め方」参照）を構築し、上士幌町強靱化のスパイラルアップを図っていく。